

## 「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

NO. 9	優先度B4	
検討課題	<b>区民等との意見交換会等の開催</b>	
条文	<p style="text-align: center;">（委員会の活動）</p> <p>第13条 5 委員会は、所管する区政の課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会等を開催することができる。</p>	
具体的な運用方法等	<p>1 目的 墨田区議会基本条例第13条第5項に基づき、開かれた議会を実現するとともに、委員会審査等に区民の声を反映し所管する区政の課題等に対処することを目的とする。</p> <p>2 開催の決定 委員長が委員会に諮り、原則として全会一致をもって開催を決定する。ただし、委員長がやむを得ないと認める場合は、出席委員の過半数をもって決定することができる。</p> <p>3 具体的な開催方法等 区民等との意見交換会等を開催しようとする委員会の委員長は、次の事項について定め、議長に報告する。          (1) 開催日時          (2) 開催場所          (3) テーマ          (4) 意見交換等をする区民等の対象          (5) 実施形式          (6) 公開・非公開の取扱い          (7) 理事者の出席</p> <p>4 開催結果の報告 区民等との意見交換会等を開催した委員会の委員長は、その開催概要を議長に報告する。</p>	
関係例規の改正等	例規等の題名	
	改正等の内容	